#### 平成28年度 経済産業省委託調査

## 平成28年度商取引適正化・製品安全に係る事業報告書

(諸外国における民間事業者によるクレジットカード不正取引対策実態調査)

2017年2月28日

株式会社野村総合研究所コンサルティング事業本部

〒100-0004 千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティグランキューブ

## 目次

1. はじめに	2
A. 背景	
B. 目的	
C. 調査研究の概要	
2. 国内の状況	8
A. 不正利用の概況	
B. ライアビリティシフトの状況	
3. 海外の状況	21
A. EU	
B. イギリス	
C. フランス	
D. アメリカ	
E. その他の国	
(参考資料)各国法令および加盟店契約	の実例

#### 4. クレジット加盟店契約に関するガイドライン検討委員会 53

- A. 委員会の開催概要
- B. 準備会合における論点整理

#### 5. ガイドライン案

57

- A. ガイドラインの目的・位置づけ
- B. モデル契約条項の要旨
- C. カード番号等の適切な管理及び不正利用防止等に関するモデル条項案および解説
- D. 既存の加盟店契約の解釈の指針

### A. 背景

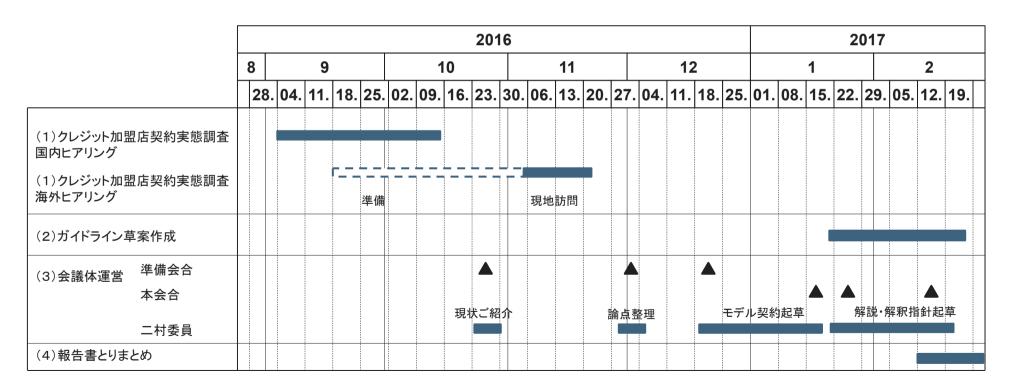
- クレジットカードは、社会で広く利用されている決済手段であって、2015年の年間取扱高は約50兆円に達している(日本クレジット協会推計)。政府の「日本再興戦略2016」では、キャッシュレス社会を推進すること、および消費者がクレジットカードを安心・安全に利用できる環境を整備することとしており、クレジットカードはこのキャッシュレスを実現する重要な手段であるとともに、セキュリティの確保・向上が不可欠となっている。
- 我が国におけるクレジットカードの不正使用被害は、セキュリティ対策の効果から漸減傾向であったが、EC (インターネット商取引)の利用増加等を受け2013年から増加に転じている(日本クレジットカード協会集計)。 我が国のセキュリティ対策が不十分な場合には、不正使用は国境を越えて行われることから国際的な犯罪の標的となるおそれも想定される。このため、我が国でもクレジットカード会社にとどまらず加盟店等を含め、安心・安全なクレジットカードの利用環境を整備することが求められている。
- ■このような状況を踏まえ、クレジットカードに関連する幅広い業界(クレジットカード会社、加盟店、ペイメント・サービス・プロバイダー、決済端末機器メーカー、情報処理センター、セキュリティ専業者、国際ブランド等)が集まりクレジット取引セキュリティ対策協議会が立ち上げられ、2016年には「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」がとりまとめられたところである。
- ■政府においても、割賦販売小委員会(産業構造審議会商務流通情報分科会)において、加盟店等に対する セキュリティ対策の義務付け等、割賦販売法の改正も含めた措置の必要性について提言がなされ、また前 述の関連事業者による実行計画においても、行政の役割として関連ルールの明確化が求められていたとこ ろである。このような状況をふまえ、安心・安全なクレジットカード利用環境を実現するための必要な措置を 講ずるべく、割賦販売法の一部が改正された(平成28年法律第99号、2016年12月9日公布)。

### B. 目的

- 割賦販売法の改正により、加盟店およびアクワイアラ等がセキュリティ対策に関して法律上負うこととなる義務について、アクワイアラ等と加盟店との間の加盟店契約におけるセキュリティ対策措置等に関する一般的なモデル契約条項を示し、また望ましいと考えられる事項を加盟店契約に関するガイドラインとしてとりまとめることで、適切な履行を行うための一定の指針となり、ひいてはクレジットカード業界におけるセキュリティ対策の強化を後押しする効果が期待される。
- そこで、諸外国におけるクレジットカードの不正使用被害の状況及び民間事業者間の契約におけるセキュリティ対策に係る取り決めや当該取り決めの履行状況等の実態を調査し、この調査結果をふまえつつ、上記にかかげたモデル契約条項の在り方、また望ましいと考えられる事項について検討を行い、加盟店契約ガイドライン案を策定することを目的として、本受託事業を実施した。

### C. 調査研究の概要(スケジュール)

- 国内外における、不正使用の状況や加盟店契約の概要を把握するため、当初に国内事業者、その後に英 仏で事業者団体と当局へのインタビューを実施した。合わせて、関連するカンファレンスへの参加、また諸外 国に関する文献調査を行った。
- ■ガイドライン案の策定にあたっては、まずは有識者を中心に準備会を3回開催して論点を整理し、その後に 関連事業者団体の参画を得て3回の検討を加え、ガイドライン案の成案を得た。



### C. 調査研究の概要(クレジット加盟店契約に関するガイドライン検討委員会)

- ■委員会は、関連する5つの業界団体の選出委員に、4名の有識者を加えた9委員で構成し、笠井委員長のもと、3回にわたって検討を行った。
- ■本会合に先立ち、有識者委員を中心に国内外における不正使用および加盟店契約の実態等をふまえ、3回の会合を経て論点整理を行った。
- ■二村委員(弁護士)に、モデル解約条項・解釈指針等の資料作成を依頼し、これを準備会・本会合の検討資料とした

#### 委員名簿(順不同・敬称略)

\*有識者委員

#### 開催スケジュール

氏名	所属
笠井 修*	中央大学法科大学院教授(委員長)
中村 博*	中央大学ビジネススクール 教授
二村 浩一*	山下・柘・二村法律事務所 弁護士
山部 俊文 *	一橋大学大学院法学研究科 教授
與口 真三*	一般社団法人日本クレジット協会 理事
岩倉 正純	日本クレジットカード協会 企画政策部会委員
有山 守	日本チェーンストア協会 取引委員会委員
橋本 祥永	公益社団法人日本通信販売協会 クレジット部会長
西田 光宏	日本百貨店協会 常務理事

回数		日時
準備会合	第1回	2016年10月25日16:00~17:30
	第2回	2016年12月2日 16:00~18:00
	第3回	2016年12月20日 19:00~21:00
	第1回	2017年1月19日 16:00~18:00
本会合	第2回	2017年1月26日 10:00~12:00
	第3回	2017年2月16日 16:00~18:00

### C. 調査研究の概要(海外調査)

- ■海外調査では、不正使用対策について制度的対応を行っているEUを参考とするべく、イギリスおよびフランスにおいて、関係当局に対面インタビューを実施した。
- ■なお、国内調査についても、7社に対面インタビューを実施し、委員会での論点整理の参考とした。

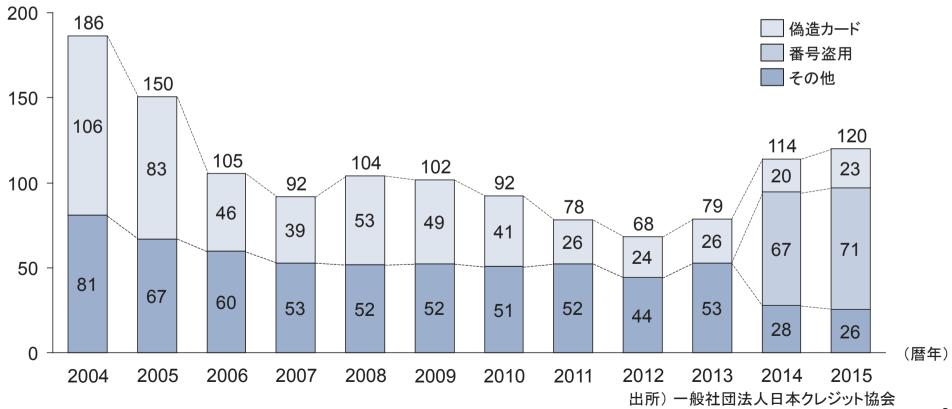
#### 海外調査におけるインタビュー先

国	機関	肩書き	ヒアリング日時
イギリス	FCA ( Financial Conduct Authority )	<ul> <li>Technical Specialist for Payments, Banking and Payments Policy, Strategy and Competition Division</li> </ul>	2016年11月15日 11:00-11:30
イギリス	EBA ( European Banking Authority )	Head of Consumer Protection, Financial Innovation     & Payments, European Banking Authority	2016年11月15日 9:45~10:15
フランス	Banque de France	<ul> <li>Legal Expert, Noncash Means of Payment Oversight Division of BOF, Eurosystem</li> <li>Expert in means of Payment, Non-Cash Means of Payment Oversight Division of BOF</li> </ul>	2016年11月23日 14:00~15:00
フランス	CB(Carte Bancaire)	Director of Legal and Banking, Groupement des Cartes Bancaires	2016年11月22日 10:00~12:00

### A. 不正利用の概況

- ■直近は、番号盗用による不正使用の被害額が増加している。
  - 2000年代前半は不正利用額は減少傾向にあったが、2013年以降増加に転じている。
  - 2000年代前半には過半を占めていた偽造カードによる被害は近年減少しており、 2015年では番号盗用による被害が6割近くを占めている。

(億円) クレジットカード不正使用被害額の推移



### B. ライアビリティシフトの状況

- ライアビリティシフト(チップライアビリティシフト)とは
- ■カード決済のセキュリティをマーケット全体として高めるために、ICチップ(EMV)の利用を促進するための、 国際ブランドによるルール変更。
- 不正取引が発生した場合、イシュア、アクワイアラの双方がEMVに対応していれば、当該不正取引が防ぎ得たという前提に立ち、その損失負担について紛議が発生した場合、
  - ICカードを利用していなかった場合→イシュアの責任
  - ICカードを読んで認証をしなかった場合→アクワイアラの責任
- ■とするルール。

## B. ライアビリティシフトの状況

■国際ブランドにより、日本国内におけるライアビリティシフトの実施状況が異なる

				Visa	Mastercard			
実施状況(国内)			)	2015年10月に実施済み 2017年4月に実施予定				
展開段階				段階分けなし Level1 国内 Le			Level2	
対象となる事象				盗難・紛失、偽造など	盗難・紛失、偽造 など			
	カード	端末	端末 本人確認 責任の所在					
	MS MS サイン		ISS	ISS	ISS	ISS		
	MS	Chip	サイン	ISS	ISS	ISS	ISS	
対面	Chip	MS	サイン	ACQ	ACQ	ACQ	ACQ	
	Chip	Chip	サイン	ISS	ISS	ISS	ACQ	
	Chip	Chip	PIN	ISS	ISS	ISS	ISS	
	any	any	なし	ACQ	ACQ	ACQ	ACQ	
韭	30	3Dセキュア利用		ISS	ISS	ISS	ISS	
非対面	セキュリティコード利用		が利用	ISS	ACQ	ACQ	ACQ	
曲	不使用		ACQ	ACQ	ACQ	ACQ		

### B. ライアビリティシフトの状況(VISA)

- Visaのライアビリティシフトは、2015年10月に完了
- ■ライアビリティシフトの対象範囲
  - ISSとACQ間
  - ACQと加盟店間については関知しない
  - 本来的には、チャージバックにいたる前に、ISSとACQで合理的に解決されるのが望ましい。

#### ■契約への反映

- カード会社の会員規約や加盟店規約に「国際ブランドのルールを遵守する」とは入れてもらっている。
- ■チャージバックルールおよびライアビリティシフトの背景
  - エリア内でのチャージバックルールは、当該エリアでの法制度や業界ルールが優先される。
  - 多くの国では国内取引にもVisaによる国際ルールを適用している。
  - 日本もかつては国内ルールがあった。当時は協会組織だったので、大手メンバーのボードミーティングで決まっていた。
  - 当時まだ日本のペイメント市場が成長途上で、ISS、ACQとも少なく、協議すれば解決する規模感だった。
  - ルールを杓子定規に適用するより、日本的な対応をしていた。今は事業者数も増えたので、ルールを厳格化。
  - 2013年からVisaデビットを展開し始めたのを機に、2013年8月に国際ルールに一本化。
  - ライアビリティシフトは、エリア間(米国⇔EU、EU⇔アジア、など)から順次導入した。
  - 2015年に米国と日本などで実施し、グローバル対応完了
  - ただし、ガソリンスタンドは2017年10月期限⇒さらに3年延長

- ■ライアビリティシフト
  - 対象となる不正は下記の4つ
    - ・ 偽造 カード認証(カードが本物か)⇒ICカード
    - ・ 盗難・紛失 本人認証で防ぐ⇒PIN
    - 非対面でのなりすまし3Dセキュア、セキュリティコード
    - ・ その他 ATM不正引き出し 等
  - セキュリティ強化のインセンティブ
    - ・ MSカードとMS端末 ⇒ ISSの責任 ⇒ ICカード化の推進
    - ・ ICカードとMS端末 ⇒ ACQの責任 ⇒ 損失を加盟店にシフトするかはルール上規定無し。実態としてはできていないと聞いている。
  - VisaにおいてはPINかサインかはチャージバックルール上は関係ない。
  - Pinを必須にする(サインを認めない)かは各マーケットが決める。
- PINバイパス(利用者がIC搭載カードを持っており、加盟店がIC対応端末を備えているけれども、端末操作によりサインなどPINを利用せずに決済すること)
  - Visaとしては推奨はされないが、PINを忘れている場合に加盟店も会員も困るため、現状は認めている。
  - ルール上はPinバイパスについて規定はないが、タイミングを見てやめるべき。PINかサインかを会員に決めさせる運用はすぐにやめるべき。
  - 海外では、ISSによってはバイパスされた場合は受け付けないとしているところもある。

- Visaのグローバルルール "Visa Core Rules and Visa Product and Service Rules"
- 5.9.2.4 EMV Liability Shift Acquirer Liability for Account Generated Counterfeit Fraud
- An Acquirer is liable for counterfeit Transactions completed in a Card-Present Environment if all of the following:
  - The Transaction did not take place at a Chip-Reading Device.
  - The Account Number was not resident on the Issuer's Master File on the Transaction Date.
  - All valid Cards bearing Account Numbers within the same account range as the Counterfeit Card are Chip Cards containing a Visa or Visa Electron Smart Payment Application.
  - The Transaction was below Merchant's Floor Limit and did not receive Authorization.
- The Account Number was resident on the Exception File with a Pickup Response on the Processing Date of the Compliance filing and was on the Exception File for a total period of at least 30 calendar days from the date of listing.
- ■《参考訳》アクワイアラは、以下のすべての条件を満たす場合、対面決済で行われた偽造取引について責任を負う。
  - 取引がICチップ端末で行われなかった。
  - 会員番号が、取引日時点でイシュアのマスターファイルに存在しない。
  - 偽造カードと同じ番号範囲の会員番号を持つすべての有効なカードは、VisaまたはVisa Electronスマート決済アプリケーションを含むチップカードである。
  - 取引がアクワイアラのフロア・リミットを下回っており、承認を受けてなかった。
  - 会員番号は、コンプライアンス申請の処理日に、受領通知ともに例外ファイルに登録されており、少なくとも30日以上、掲載されている。

- 5.9.2.5 EMV Liability Shift Acquirer Liability for Card-Present Counterfeit Chip Card Transactions
- Counterfeit Card Transactions completed in a Card-Present Environment are the liability of the Acquirer if both:
  - The Card is a Chip Card containing a Visa or Visa Electron Smart Payment Application or an EMV and VIS-Compliant Plus application.
  - Either:
    - The Transaction does not take place at a Chip-Reading Device and is not a Fallback Transaction completed following correct acceptance procedures.
    - The Transaction is Chip-initiated and the Acquirer does not transmit the Full-Chip Data to Visa.
- The requirements in this section apply to qualifying Transactions, as specified in Section 1.11.1.3, "EMV Liability Shift Participation."
- This section does not apply if the Authorization record indicates that CVV verification was not performed or that the CVV failed verification.
- Effective 15 October 2016
  - For a Transaction not involving a Europe Member, this section does not apply if the Transaction contained a payment Token.
- ■《参考訳》対面取引で完了した偽造カード取引は、以下の両方を満たす場合、アクワイアラの責任となる。
  - カードは、VisaまたはVisa Electronスマート決済アプリケーションまたはEMVおよびVIS準拠プラスアプリケーションを含むチップカードです。
  - 下記のどちらか:
    - 取引はチップ読取端末で行われず、正しい受領手続きとフォールバック取引が完了していない。
    - 取引はチップによって開始されたが、アクワイアラはチップの全てのデータをビザに送信していない。
- このセクションの要件は、1.11.1.3項「EMVライアビリティ「シフト参加」で規定されている、適格な取引に適用されます。
- このセクションは、オーソリゼーションレコードがCVV検証が実行されなかったこと、またはCVVが検証に失敗したことを示す場合は適用されません。
- 2016年10月15日に有効
  - 欧州会員が関与していない取引の場合、トランザクションに支払いトークンが含まれている場合、このセクションは適用されない。

- 5.9.2.6 EMV Liability Shift Acquirer Liability for Non-Counterfeit Card-Present Fraudulent Transactions
- Non-Counterfeit Card fraudulent Transactions completed in a Card-Present Environment are the liability of the Acquirer if either:
  - For a Chip-initiated Transaction without Online PIN, the Acquirer does not transmit the Full-Chip Data to Visa.
  - All of the following:
    - The Transaction takes place at an Acceptance Device that is not EMV PIN-Compliant.
    - The Card is a PIN-Preferring Chip Card.
    - PIN Verification was not performed.
- This section applies to qualifying Transactions, as specified in Section 1.11.1.3, "EMV Liability Shift Participation."
- ■《参考訳》対面取引で完了した非偽造カードによる詐欺取引は、次のいずれかの場合には、アクワイアラの責任となる。
  - オンラインPINのないチップ取引の場合に、アクワイアラがチップの全データをビザに送信しない。
  - 以下のすべてをみたす場合:
    - 取引は、EMV PIN準拠ではない端末で取引が処理された。
    - カードはPIN優先チップカードである。
    - 暗証番号の確認が行われなかった。
- このセクションは、第1.11.1.3項「EMV責任移転参加」で規定されている適格な取引に適用される。

### B. ライアビリティシフトの状況 (MasterCard)

- Mastercardのライアビリティシフトは、2017年4月に実施
- ■ライアビリティシフトの対象範囲
  - ISSとACQ間
  - ACQと加盟店間については関知しない

#### ■契約への反映

Mastercardとカード会社が契約する際には、ルールを遵守することが前提である。

#### ■チャージバックルールおよびライアビリティシフトの背景

- グローバルでのルールは既に存在し、国をまたぐ決済ではグローバルルールでのチャージバックが適用される。
- 国内においては、Mastercardとしてネットワークを持っておらず、トランザクションを主体的にモニタリングできないこともあり、長らくMastercardとしてのルールが存在しない状態が続いていた。
- チャージバックの慣習はマスターカード日本協議会(現在は解散)で国内チャージバックガイドラインが定められていた。
  - ・ ICカードや非対面に関するルールは存在しなかった
- 2016年1月より、段階的にライアビリティシフトの導入を始めている。
  - まずはデビット、プリペイドについて、オーソリ未取得の場合のみを対象とした(「オフライン加盟店」対応)。
- 2017年4月から、クレジットおよび全ての事由についてグローバルルールに対応するべく、ISSおよびACQと調整作業を行っている。

### B. ライアビリティシフトの状況 (MasterCard)

#### ■ライアビリティシフト

- グローバルルールは2段階に分かれている。
  - ・レベル1
    - 偽造カードによる不正利用のみが対象。
    - ・ カードの確認にChip対応端末を用いていれば、本人認証の方法(サイン or PIN)は問わず、ACQに責任はシフトしない。
  - ・ レベル2
    - 偽造カードに加え、紛失・盗難、未着カード(本人に届く前)の不正利用も対象。
    - ・ ICカードに対してはChip&Pinでの本人認証が必須であり、サイン認証を行った場合、責任はACQにシフトする。
- アジア・パシフィック地域はレベル1が対象
- エリアをまたぐ場合、ISSの対象レベルが適用される。
- 非対面では3Dセキュアが条件であり、セキュリティコードはルール上の規定はない。

#### ■ PINバイパス

レベル1であれば認められるが、レベル2が適用されると認められなくなる(ACQ責任)

### B. ライアビリティシフトの状況(参考:チャージバックの概要)

■イシュアは、アクワイアラから送付された取引内容のうち、ブランドが規定する事由(リーズンコード)に該当するものについて、取引内容を拒絶し、売上を取り消す(=チャージバック)権利を持つ。

チャージバックを含む、イシュア・アクワイアラ間の紛議解決プロセス

- ■アクワイアラ側は、チャージバックに不服があれば、情報を補完してイシュアに再送できる。
- ■一定期間内に、紛議が解決しない場合には、ブランドによる裁定が行われる。

#### プレゼントメント (取引内容の送付) 事前調査の結果、取引内容 リトリーバルメント がリーズンコードに該当する (取引伝票等の請求) と考えられる場合、イシュア フルフィルメント (請求された伝票の送付) はアクワイアラに対し、 チャージバック チャージバックすることがで (売上取消の請求) きる リプレゼントメント (証拠帳票等を添付しての 取引内容の再送付) 問題が未解決の場合 アードトレーション (ブランドによる裁定)

### B. ライアビリティシフトの状況(参考:チャージバックの概要)

■ チャージバックは、ブランドごとに細かく規定されており、ライアビリティシフトも含まれる VISAのリーズンコードの例(一部) Mastercardのリーズンコードの例(一部)

リース・ンコート・	内容
Reason Code 62: Counterfeit Transaction	✓ 偽造に関するEMVライアビリティシフト
Reason Code 30 Services Not Provided or Merchandise Not Received	<ul><li>✓ 消費者が注文した商品またはサービスが 未提供</li><li>✓ 提供されなかった結果としてのキャンセル</li><li>✓ 納期の遅れ</li></ul>
Reason Code 53 Not As Described or Defective merchandise	<ul><li>✓ 商品またはサービスの注文との相違</li><li>✓ (電話注文時の)商品説明からの逸脱</li><li>✓ 商品の破損・不良</li><li>✓ 商品やサービスの品質不良</li><li>✓ 偽造品</li></ul>
Reason Code 71: Declined Authorization	✓ イシュアがオーソリゼーションを拒絶した 取引の売上
Reason Code 73: Expired Card	✓ 期限切れのカードをオーソリゼーションなしで行った取引
Reason Code 75: Transaction Not Recognized	✓ 消費者が認知していない取引

リース・ンコート・	内容
Reason Code 4870-Chip Liability Shift	
Reason Code 4808: Transaction Not Authorized	✓ 不備があるオーソリゼーションによる取引
Reason Code 4834: Duplicate Processing	✓ 同一の取引が2度以上にわたって 処理
Reason Code 4834: No Cardholder Authorisation	✓ カード保有者が取引の存在を否認
Reason Code 4840: Fraudulent Processing or Transactions	✓ 加盟店による不正な売上処理
Reason Code 4853: Cardholder Dispute	<ul><li>✓ 商品の破損や不良</li><li>✓ 説明の不備</li><li>✓ 契約の不備</li></ul>

### 諸外国におけるセキュリティ対策強化の状況(まとめ)

■ICの利用環境(IC搭載カード、IC対応端末)整備と、決済トランザクションのIC化をセットで推進している

利用環境の整備		利用の促進
カードのIC化 (イシュア)	_	Chip & PIN化 (加盟店)
⇒ IC非搭載カードの扱い	+	⇒ PINバイパスの扱い
端末のIC化(アクワイアラ・加盟店)  ⇒ IC非対応端末の扱い		*IC搭載カードをIC対応端末で利用するにも かかわらず、署名決済を認めてしまう場合

	カードIC化	端末IC化	Chip & PIN化					
EU	・2018年から、EU指令(PSD2)が、決済事業者(PSP)全てに、セキュリティ確保の義務づけ(SCA:本人による確かな認証、技術中立) ・欧州銀行が主導するユーロ決済についての政策イニシアティブ(SEPA)が、技術規格(EMV)を採用(EU指令等に基づくものではない)							
イギリス	・法令に明文なし ・業界団体が自主ルールで義務づけ	・法令に明文なし ・業界団体が自主ルールで義務づけ	・法令に明文なし ・契約で、PINバイパスは加盟店負担					
フランス	<ul><li>・法令に明文なし</li><li>・ブランドルールで義務づけ</li></ul>	・法令に明文なし、ソフトロー、IFRに反映 ・ブランド認定端末は全てIC対応	<ul><li>・通達でセキュリティ確保を要請(技術中立)</li><li>・ブランドルールでPINバイパスを排除(イシュアが非承認)</li></ul>					
アメリカ	<ul><li>・法令に明文なし</li><li>・ブランドが推進</li></ul>	・法令に明文なし ・ブランドルールで、非対応は加盟店負担	・法令に明文なし(盗難紛失は消費者免責) ・ブランドルールで、PINバイパスはイシュア負担					
中国	• 人民銀行が、新規発行のIC化方針	・法令に明文なし(EMVベースで技術規格) ・ブランドルールで、非対応は加盟店負担	・法令に明文なし					
オーストラリア	<ul><li>・法令に明文なし</li><li>・国内決済ネットワークが義務づけ</li></ul>	<ul><li>・法令に明文なし</li><li>・国内決済ネットワークが義務づけ</li></ul>	・電子支払法が利用者を免責(技術中立) ・国内決済ネットワークが義務づけ					

### A. EU(概況)

- 改正したEU指令PSD2は、アクワイアラ・PSPに対し、SCA(本人による確実な認証)を導入することを義務づけた(注:加盟店への義務づけはない)
- SCAの詳細規則を担うEBAは、規則案(コンサルテーションペーパー)を公表した(2016年10月時点)
  - 技術中立性の立場から、具体的技術の列挙は行わない立場を堅持している
- EMV(Chip & PINの技術規格)は、SEPA for Cardが標準化している
  - SEPAとSEPA for Cardは欧州銀行が推進する技術規格であり、EUの法制度として義務化されたわけではない

#### 欧州の認証に関する制度

	根拠法	認証に関する概要
	PSD (旧法)	【承認(Authentication)】  ・ 消費者が支払を承認していない場合、支払サービス提供者(PSP)は、消費者に返金・原状回復の義務を負う ・ 消費者は、自らが承認した支払は原則として取り消すことができない。 ・ PINが承認に該るかは言及なし
EU	PSD2 (新法)	<ul> <li>【本人による確実な認証(Strong Customer Authentication)】</li> <li>PSPは、SCAを導入する義務を負う(97条)</li> <li>PSPが消費者にSCAによる承認を得ていない場合、消費者はいかなる経済的損害も負担しない(74条2項)</li> <li>導入対象は、対面を含む電磁的な支払と、隔地者間・オンラインの取引(97条)</li> <li>SCAは、抽象的な3要件で定義され(24条(30)、詳細はEBA規則に授権「本人のみが知る情報」、「本人のみが所持する物」、「本人に固有の事実(生体情報)」</li> </ul>

### A. EU (PSD2:支払サービス指令2)

- PSD2においては、「承認されていない支払に対する支払サービス提供者の責任」(73条)と「承認されていない支払に対する支払者の責任」(74条)及び「支払認証」(97条)の方法を規定しており、スキーム参加者の責任分解点が示されている。
- すなわち、PSD2においてはサービス提供者がSCA(Strong Customer Authentication:本人による確実な認証)を要求しなかった場合には支払者はいかなる経済的損害も負担しない(PSD2 74条2項)とされている。
  - この場合は、損害は支払サービスの提供者が負担することとなる。
- SCAとは、「本人のみが知る情報」、「本人のみが所持する物」、「本人に固有の事実(生体情報)」のうち、相互に独立した2つ以上を用いた認証を指す(PSD2 4条(30))とされ、EMVは本人のみが知りうる4桁の暗証番号と本人のみが所持する接触ICチップという相互に独立した2要素を用いておりSCAの要件を満たすように思われることから、EMVによる認証はSCAに該当するとの認識されている。

### B. イギリス (概況)

- ■対面決済(クレジットとデビット)のセキュリティとして、Chip & PINを推進したのは国際ブランド
- 2006年に、決済の98.5%がChip & PINに移行済みの事実を前提として、業界ルールで義務化
- ■2005年に、国際ブランドによるライアビリティシフトが完了済み

### 法令

- Chip & PINを明示する規定なし
- 銀行法(Banking Code)で、消費者保護を規定。(故意過失がない限り消費者は不正利用の責任を負わない。盗難・紛失の消費者責任は50GBPを限度とする)

### ソフトロー

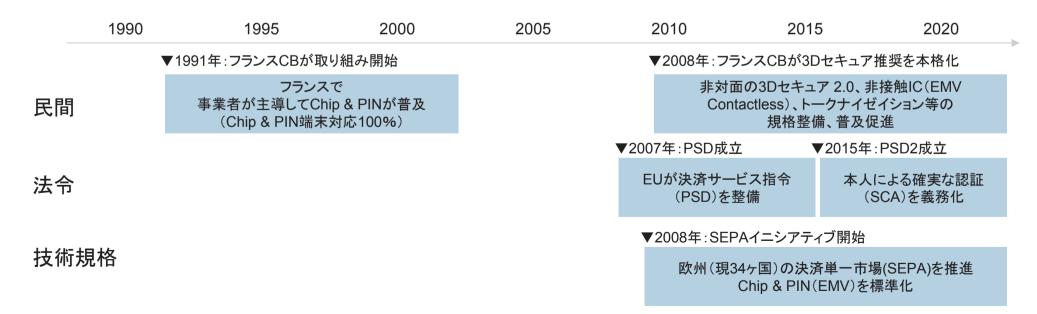
■ 2003年10月より民間によるChip & PINの展開(National Rollout of Chip & PIN)を後押し

#### 民間

- Association of Payment Clearing Services (Apacs)が、Chip & PINを義務化(2006年2月14日)
- 磁気+署名による決済を認めるか否かは、加盟店が判断。認めた場合は、加盟店が不正利用による損害を負担。
- 銀行法の規定にかかわらず、従来より不正利用や盗難紛失の場合、消費者に負担を求めなかった。(イシュアとして不正利用を抑止するインセンティブがあった)

### B. イギリス(経緯)

- ■2003年より、決済業界団体(デビット含む)が主導し、決済のIC化を急ピッチで進めた。
- ■2005年段階で決済件数の98.5%がICに移行済\*であり、2006年には業界ルールとしてICを義務化。
- ICによって本人確認(Chip & PIN)された場合、カード保有者や加盟店は不正利用のリスクを負わない。
  - 国際ブランドによるライアビリティシフトにより、非IC端末での不正利用はアクワイアラの負担となる。
  - 一般的に、アクワイアラと加盟店の契約において、非ICで起きた不正利用によるチャージバックは、加盟店の負担になると規定。



### C. フランス(概況)

- 対面決済のセキュリティとして、EMV準拠のChip & PINを選択したのは事業者側(CB)
- 行為規範では技術中立を厳守(法令上の規定はなく、推奨文書も抽象的に規定)し、ソフトローで具体化
- Chip & PINをルール化して実行力を担保しているのはブランド(CB、VISA、MasterCard)

### 法令

- 規定なし
- 違反事業者に対して、指導文書(Statement: 当局の所感を述べただけで法的効果も強制力もない)を出すことは可能だが、 ソフトローで効果を確保できており、発出した例はない

### ソフトロー

- 推奨文書(Recommendation)で、技術中立的にセキュリティ確保を要請
- 具体的技術は、市場における採用状況から判断
- 事業者との対話において具体的な技術を推奨し、市場モニタリングも具体的技術の普及状況を確認
- 非導入のアクワイアラ等がいれば、モニタリング過程や対話において是正を要請し、十分な効果を得ている

### 民間

- 国内スキーム(CB)が、自主的にChip & PINなど具体的技術を選定し推奨(例:採用Chipの規格は3回アップグレード)
- イシュアは、CBカードの規格としてICチップ搭載が義務
- アクワイアラは、CBの認定機器を導入する義務があり、認定機器は全てChip & PIN対応端末
- 国内発行CBカードの、国内対面決済では、Chip & PIN決済が契約上の義務(アクワイアラ向けのひな型契約書において変更不能な条項)。ただし、海外発行カードのみ、非Chip & PINを例外として容認。
- Chip & PINに基づかない国内対面決済は、イシュアが非承認(Reject)するCBルールにより強制力を担保。

### C. フランス(経緯)

- ■フランスの国内寡占ブランドであるカルテ・バンケール(CB)は、1991年より対面決済でのChip & PINを推進してきた
  - 発行カードのICチップ搭載率100%
  - 加盟店端末のChip & PIN対応率100%
  - 対面決済のChip & PIN利用を義務化(国内発行・国内決済の場合)
- EU指令や技術規格は、Chip & PINが普及した事実を前提として整備されたもの

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	
	•	▼1991年:フランスCBが取り	J組み開始		▼2008年:フ	ランスCBが3Dセキュ	ア推奨を本格化	
民間	事業者が主導してChip & PINが普及 (Chip & PIN端末対応100%)				非対面の3Dセキュア 2.0、非接触IC(EMV Contactless)、トークナイゼイション等の 規格整備、普及促進			
					▼2007年:PSD成:	立 ▼2015	年:PSD2成立	
法令					EUが決済サー (PSD)を	•	人による確実な認証 (SCA)を義務化	
					▼2008年:SE	PAイニシアティブ開始	3	
技術規	帮				欧州(現	34ヶ国) の決済単一ī Chip & PIN(EMV)		

単位:%

### C. フランス (不正使用状況)

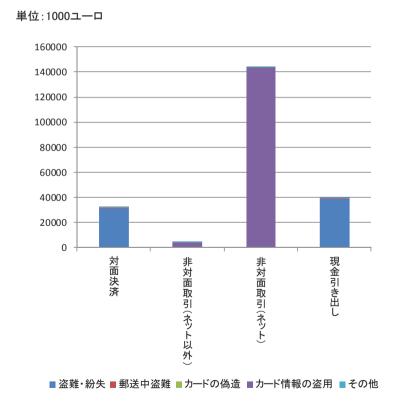
- Chip & PINの義務化により、対面決済の不正利用率は極めて低い水準で安定
- ■ネットでの不正利用率が上昇し、全体の不正利用率は微増

#### フランス国内発行カードの国内決済における不正利用発生率

#### 0.30 0.276 0.25 0.231 0.229 0.208 0.20 0.15 0.10 0.0190.0240.033 0.0310.0360.04 0.024 0.05 0.00 非対面取引(ネット以外) 非対面取引(ネット) 現金引き出し 対面決済

**■**2006 **■**2010 **■**2015

#### フランス国内発行カードの国内決済における不正利用額



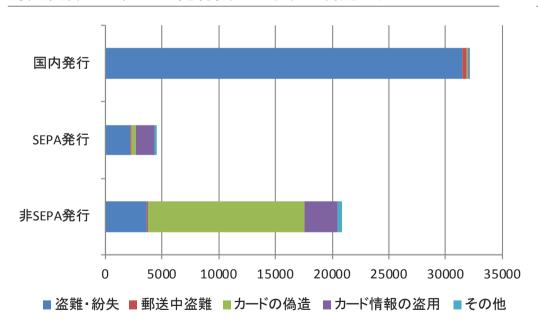
(出所)フランス中央銀行 Annual Report of the Observatory for Payment Card Security 2015, 2006

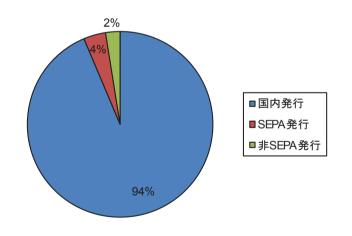
### C. フランス(不正使用状況)

- ■フランス国内発行カードは、ほぼ盗難・紛失のみ
- 非SEPA発行カードは、偽造カードによる不正利用が多数を占める
- 決済額の2%しかない非SEPA発行カードが、国内発行カードなみの不正利用を引き起こしている

#### 対面決済での、カード発行国による不正利用パターン

カード発行国による決済総額におけるシェア





単位:1000ユーロ

### D. アメリカ (経緯)

- 国際ブランドによる"ライアビリティ・シフト"
  - ICチップ(EMV:国際規格であるEMV仕様の接触型ICチップを搭載しており、ICチップの偽造が困難)を用いた決済を推奨し、偽造カード(磁気カード)による被害を抑制することを目的とした取り組み
  - EMV搭載カードから磁気カードが偽造され、EMVを用いていない加盟店端末で不正使用された場合、アクワイアラ・加盟店が損失を負担する(債務の責任を負う)。不正使用の債務責任が、イシュアからアクワイアラ・加盟店に移ることからLiability Shift呼ばれる。
- ■カード決済のセキュリティに関する大統領令(Buy Secure Initiative)
  - 連邦政府が保有するカードのIC化、連邦政府が取り扱うカード決済でのIC利用を義務づけ
  - 民間でのIC利用を推奨

2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
		PIN対応 9%					PIN対応 92%(目標)	<b>→</b>
			カード決済の セキュリティに関 <sup>・</sup> 大統領令	する				
VISAがライアビリティ シフトを発表	ſ	MasterCardが ライアビリティシフト	~を発表	ライアビリティシフト の運用を開始	ラ <sup>.</sup>	ソリンスタンドで イアビリティシフト 運用を開始		
過去のハッキ 報漏洩が発覚		Targetから 情報漏洩		テルチェーンから <sub>根漏洩</sub>				

### D. アメリカ(ブランドの取り組み:ライアビリティシフト)

- 紛失・盗難の場合、ブランドルール(ゼロ・ライアビリティ)が適用される結果、消費者は完全に免責されており、認証等は法制度としては特段の規定はない
  - 大統領令で、PINが具体的に推奨されているが拘束力はない
- 国際ブランドは、ライアビリティ・シフトという施策によって、PINの普及を強力に推進している

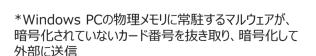
### D. アメリカ(情報漏洩例)

- ■米小売大手のTarget社は、2013年のクリスマス商戦で、POS端末からカード番号4000万件が漏洩。
  - 同様の流出は、Home Depot、Hyattなど多数で発生。
- ■対策に60億円以上を要し、イシュア銀行から再発行費用等の損害賠償請求を受けた。
- 自社ハウスカードへのICチップ搭載、店舗決済端末のIC対応を進め、堅調な業績を維持。

#### アメリカ流通大手(Target)での漏洩と対策



- 対策に60億円超
- 利益46%減、CFO辞任
- POSレジがウィルスに感染
- 決済時に、カード番号を暗号化せず処理
- カード番号が外部に流出\*





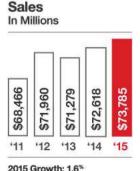
- 自社のハウスカード(REDcard)全てにICチップを搭載。
- 全米1800店舗の決済端末をIC対応に

#### Chip & PIN Peace of Mind Introducing enhanced card protection to help reduce fraud.

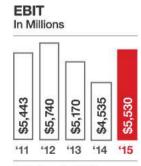




• 対策費で落ち込んだ利益も回復し、堅調な業績を維持



2015 Growth: 1.6% Five-year CAGR: 3.1%



2015 Growth: 22.0% Five-year CAGR: 3.4%

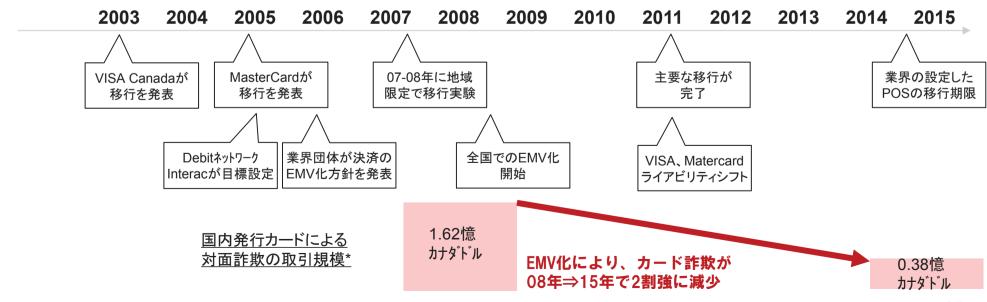
出所)Target社Web 33

### E. その他の国(中国)

- 金融カードのIC化については、2011年に方針が打ち出され、2015年までに全ての新規発行カードをIC化するとされた。
  - 中国人民銀行「中国人民銀行の金融ICカード応用業務推進に関する意見」
- ■2015年末の時点で、20億枚のIC対応カードが発行されている。
- ■ICチップの使用について、EMVをベースにしたPBOC2.0規格が策定された。
- その後2015年にPBOC3.0規格が策定され、マルチアプリケーションや非接触決済への対応がされている。
- ■加盟店端末のIC化については、特に規制等はない。
- ■ただし、銀聯において、ライアビリティシフトはルール化されている。

### E. その他の国(カナダ)

- 業界主導でEMV化を実践。結果として、詐欺被害は顕著に減少。
- ■カナダでのクレジットカード決済のEMV化は、07~08年での一部地域での実験を経て、08年より全国での 移行を開始。
- 業界主導で、イシュイング、アクワイアリングにおける時期別の取扱目標を設定して移行を主体的に進める。
  - 特にブランドと銀行が取組を主導したプロジェクトマネジメントオフィスが取組を主導。
- ■カードブランドのライアビリティシフトは11年に実施されたが、その時点で主要な移行は完了していた。
  - 加盟店契約において、IC非対応で生じた不正利用は加盟店負担と記す傾向にある。

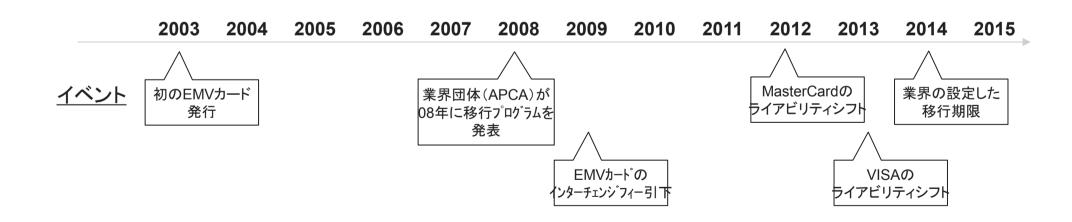


\*: 出所)カナダ銀行協会

35

## E. その他の国(オーストラリア)

- オーストラリアでは、詐欺被害はそれほど翁問題とはなっていなかったが、予防的措置として、業界での取組を開始。
- 07年に業界団体であるAustralian Payments Clearing Association (APCA) が、銀行やネットワーク会社"Chip for Australia Implementation Forum"を開催し、翌年には業界の調整プログラムである"The Chip Payments Programme for Australia"を開始する等、重要な役割を果たした。
- 移行インセンティブとして、09年にEMVカードの場合のインターチェンジフィーを加盟店・アクワイアラ側に有利に設定し、12年にはMasterCard、13年にはVISAのライアビリティシフトが実施。
- 14年にブランドカード及び(国内デビットのネットワークである)EFTPOSカードのEMV化が完了。



## E. その他の国(オーストラリア)

### 決済ネットワーク環境

- 主要な決済ネットワークとして、国際ブランドのネットワークの他に、銀行デビットネットワークであるEFTPOSが存在する。
  - 歴史的には、EFTPOSは各銀行が構築してきた決済ネットワークを単一会社に統合したもの。
  - EFTPOSの運営会社はEftpos Payments Australia Ltd。
- ANZ、Commonwealth Bank,、NAB、Westpacの4大銀行が主要なイシュワ兼アクワイアラであり、関係者が少なく利害関係が共通している傾向にあり、業界における各種の調整が容易であるとの見立てもある。
  - アクワイアラ専業会社は、Tyro Paymentsのみの模様。

### EMV化の経緯

- 07年に業界団体であるAustralian Payments Clearing Association (APCA) が、銀行やネットワーク会社"Chip for Australia Implementation Forum"を開催し、翌年には業界の調整プログラムである"The Chip Payments Programme for Australia"を開始する等、大きな役割を果たした。
- 14年にブランドカード及びEFTPOSカードのEMV化が完了。
  - ブランド及びEFTPOSの両者とも、マグネティックストライプでのオーストラリア発行カードによる決済を原則禁止。
- 移行インセンティブとして、各スキームのライアビリティシフト及びChip&Pin決済時のインターチェンジフィー引下が用いられた。
- 直接にChip&pin化を義務付けた法規制は存在しないが、ライアビリティの分解点については、電子支払法(ePayments Code) にて規定されている。

## E. その他の国(オーストラリア)

#### 基本的な法体系

- 金融監督庁 (Australian Securities and Investments Commission, ASIC) が管轄する、連邦クレジット法 (National Consumer Credit Protection Act 2009)と、電子支払法 (ePayments Code) が主要な根拠法となる。
- 連邦クレジット法は、信用供与に関する規制であり、契約に含まれるべき内容や上限金利等の規定が存在する。
- 電子支払法は、クレジットカード・電子的な手段を用いた決済に関する規制であり、取引におけるライアビリティ(責任分解点) や開示義務についての規定が存在する。

#### アクワイアラに特有の義務を課す規制

■ アクワイアリング業務に特化した法規制は存在しない。

#### インターチェンジフィー規制 / サーチャージ規制

- オーストラリア中央銀行(Reserve Bank of Australia)が、決済システム(規制)法(Payment Systems (Regulation) Act 1998) に基づき、決済ネットワークが満たすべき基準の設定及び指定に加えて、インターチェンジフィー規定の基準及び、算定の根拠となるベンチマーク調査結果を公表している。
  - 競争政策主体である競争・消費者委員会 (Australian Competition and Consumer Commission, 以下ACCC)とRBAは98年にMOUを締結し、決済ネットワークに関して一貫性あるアプローチを行うことを同意、関連する政策はRBAが実務を実施。
- インターチェンジフィー規制として、eftpos debit、MasterCard/Visa debit、MasterCard/Visa credit 等の種別ごとに、決済手段別の取引コスト調査に基づく、上限規制を03年10-月より行っている。
- また、No-surcharge rule (NSR)の撤廃を03年1月より義務付け、決済手数料の消費者負担禁止を制限している。

## E. その他の国(オーストラリア)

#### **EFTPOS**

- 各決済スキームの仕様としてEMVが採用されている為、各決済スキーム提供会社のマニュアルや手順書ではEMV仕様に準拠する事を求める記述が当然に存在する。
- 例えば、eftpos Technical, Operational and Security Rulesには以下のような記載がある。

4.12.12.4 Cardholder Verification

The EMV processing is terminated when a cheque or savings account is selected (refer 4.12.12.1) to ensure that cardholder verification is performed using on-line PIN and that the card provided CVM list and application usage controls are ignored.

# 3.海外の状況(参考資料) 各国法令および加盟店契約の実例

※加盟店契約については、公開情報として利用可能な例のみ掲載している

原典	条文(抜粋、下線NRI)	下線部NRI仮訳
Barclays Procedur e guide	P9. Your processing equipment must be chip enabled and you must accept transactions using chip and PIN technology where possible to avoid a higher risk of being liable for fraudulent transactions.	貴社の取扱設備はチップ対応していなければならない 貴社は可能な限りチップ&PIN技術による取引を受け 入れなければならない
	P.11 Verifying cardholders using chip and PIN When a card with a chip is inserted into the chipcard reader, the processing equipment will ask the cardholder to enter their PIN (personal identification number) to confirm the transaction. The processing equipment will ask for authorisation for all chip-and-PIN transactions.  If authorisation is declined, do not go ahead with the transaction as we will not be able to defend you if the transaction is charged back at a later date. Ask the customer for another method of payment. Do not swipe the card or enter the details using the keys on the device.  P.18 If your customer cannot remember their PIN, ask for another method of payment.  P7. If you are using your own processing equipment you must make sure that you regularly carry out 'asset management'. Asset management involves recording all stock and serial numbers for	チップ付カードがチップカード・リーダーに挿入されると取扱設備はカード保有者にPINを入力するよう求める もし認証が拒絶された場合、(取引を)進めないでください もしこの取引がチャージバックされた場合に弊社が貴社を守れなくなります。 もし顧客がPINを覚えていない場合には、他の支払い手段を依頼してください。 もし貴社独自の取扱設備を用いている場合、
	each processing equipment you have, the location and basic electronic and physical identification used to authenticate each processing equipment. Your processing equipment must keep to the PCI DSS standard.  P22. You must make sure the PSP keeps to the Payment Card Industry Data Security Standards (PCI DSS). The application must be PA DSS (Payment Application Data Security Standard) compliant where necessary, and the business must be compliant with the PCI DSS.	貴社の取扱設備はPCI DSS標準に遵守していなければならない。 PSPがPCI DSSを遵守する(ことを貴社が確実にする)。 アプリケーションはPA DSS(遵守)でなければならない。
Barclays Procedur e guide	P.40 Your responsibilities You must:  • Correctly build and put into practice your authentication and payment solution in line with the latest 3-D Secure procedure and APACS standards  • Give us evidence of authentication (in other words, your 3-D Secure logs) if we need this to defend a chargeback.	加盟店の義務  3-Dセキュア手順およびAPACS標準に沿う チャージバックを回避するために必要な場合には認証 の証拠を提供下さい(3-Dセキュアのログのことです)

原典	条文(抜粋、下線NRI)	下線部NRI仮訳
Lloyds Cardnet Marchant Agreeme nt	<ul> <li>14.1 You <u>must not use any Data Capture Equipment and Software</u> unless we have agreed to this in writing. You must request our agreement to make changes to approved Data Capture Equipment &amp; Software before submitting any Transaction Data to us.</li> <li>15.1 You must, at all times, comply with the data security policies and procedures set out in the Merchant Operating Manual, including the requirement to <u>comply with PCI DSS at all times</u> and to validate compliance on an annual basis.</li> </ul>	いかなるデータ取得設備およびソフト を利用してはならない PCI DSSに常に沿っていないといけ ない
Lloyds Cardnet Manual	P.40 All transactions must be processed through an electronic terminal.  Always follow the instructions shown in the user manual supplied with your terminal.  The cardholder has three chances to enter their PIN. If on the third attempt the PIN is entered incorrectly the PIN number will lock. At this stage you should tell the cardholder that their PIN has locked and ask for an alternative method of payment.	常に(端末に表示される)指示に従ってください この時点でカード保持者にPINがロックされたと告げて他の支払手段を依頼しなければいけない

原典	条文(抜粋、下線NRI)	下線部NRI仮訳
Visa Global Acquirer Risk Standard s Visa Suppleme ntal Requirem ents	A merchant or sponsored merchant has an obligation to protect transaction information.  Acquirers and their agents must educate their merchants on the importance of this contractual obligation and the consequences of failing to adequately protect cardholder and transaction data.  The Payment Card Industry Data Security Standard (PCI DSS) is intended to help protect cardholder data—wherever it is transmitted or resides—ensuring that customers, merchants, and service providers maintain the highest level of information security. It offers a single approach to safeguarding sensitive data for all payment systems.  Merchant agreements must specify that merchants and their service providers with access to cardholder data maintain and demonstrate compliance with the PCI DSS	加盟店契約には、加盟店およびそのサービスプロバイダーが、適切なPCI DSSおよびVisaのセキュリティ要件を遵守していることを確実にするための規定が含まれていなければならない。 加盟店または包括加盟店の加盟店には、取引情報を保護する義務がある。アクワイアラおよびその代理人は、契約上の義務の重要性およびカード会員および取引データを適切に保護できないことの結果について、加盟店に教育する必要がある。 決済業界データセキュリティスタンダード(PCI DSS)は、カードホルダーのデータがどこを通過し、保持されていても保護し、顧客、加盟店、およびサービスプロバイダーが最高レベルの情報セキュリティを維持できるようにすることを目的としている。すべての支払いシステムの機密データを保護する単一のアプローチを提供する。 加盟店契約では、加盟店のデータにアクセスできる加盟店およびサービスプロバイダーは、PCI DSS要件およびその後の要件

原典	条文(抜粋、下線NRI)	下線部NRI仮訳
Barclays	P.33 If we are told that you have suffered any data compromise or suspected data compromise (whether you tell us or any card scheme), you will have to tell an industry approved forensics investigator (QFI) to carry out a forensic investigation at your company about the data compromise. The QFI will review the whole end-to-end process of handling cardholder data and will give you a report on their findings, and set out recommendations for action for you to take as a result.  If you suffer a data compromise, you will have to pay the costs of the QFI as a result of any data compromise.  If you suffer a data compromise, we may tell you that we have reclassified you as a level-one merchant and that you must keep to the obligations of that merchant level.	貴社が業界で認知されたフォレンジック調査人(QFI)に告げなければならない 貴社がQFIの費用を支払わなければならない
Lloyds Cardnet Marchant Agreeme nt	22.3 It is your responsibility to prove that any Transaction was authorised by the Cardholder.  22.2 You will at your own expense provide us with all information and assistance which we may reasonably require in relation to any Transaction between you and any Cardholder. You have the right to decide whether or not to resist or defend any claim made against us by any Cardholder or whether to compromise any such claim. If you do decide to resist or defend a claim, we will investigate the reasons for this but our decision will be binding on you.	いかなる取引もカード保持者によって 承認されていると証明しなければなら ないのは貴社の責任 貴社といかなるカード保持者によるい かなる取引に関連して合理的に弊社 が要請する情報と支援を、貴社の負担 によって、(貴社が)提供する

# 各国における加盟店契約の実例:アクワイアラへの協力義務

原典	条文(抜粋、下線NRI)	下線部NRI仮訳
Visa Global Acquirer Risk Standard s Visa Suppleme ntal Requirem ents	<ul> <li>4.12 Merchant Agreement Content – Merchant Obligations An acquirer's merchant agreement must be developed from a risk perspective to ensure the merchant operates under the rules and regulations established by Visa and the acquirer. The merchant agreement must include the following merchant obligations and requirements: <ul> <li>Laws or Regulations – Obligations under the merchant agreement must be performed in compliance with applicable laws or regulations.</li> <li>Compliance with the Visa Rules – The merchant must comply with the applicable sections of the Visa Rules, including sections regarding use of the Visa-owned marks, Visa acceptance, risk management, transaction processing, and any Visa products, programs, or services in which the merchant is required to, or chooses to, participate.</li> <li>Employees – The merchant is responsible for its employees' actions while in its employ.</li> <li>PCI DSS Compliance – The merchant must be in compliance with the PCI DSS and have the ability to demonstrate this.</li> <li>Forensic Investigations – The merchant, if undergoing a forensic investigation, must fully cooperate with the investigation until completed.</li> </ul> </li> </ul>	Visaとアクワイアラによって制定された規則および規制に基づいて加盟店が確実に業務を遂行するためには、リスクの観点からアクワイアラの加盟店契約を策定しなければならない。加盟店契約には、以下の加盟店の義務および要件が含まれていなければならない。 ・法律または規則 - 商業契約に基づく義務は、適用される法律または規則に従って遂行されなければならない。 ・Visビザ規則の遵守 - 加盟店は、Visaマーク、Visaアクセプタンス、リスク管理、取引処理、および加盟店が要求され、選択し、参加する全てのVisaの製品、プログラム、サービスに関するセクションを含む、Visaルールの該当するセクションを遵守しなければならない。・従業員 - 加盟店は雇用している従業員の行動に責任を負う。・PCI DSS準拠 - 加盟店はPCI DSSに準拠し、これを証明できなければならない。・フォレンジック調査 -フォレンジック調査を実施する場合、加盟店は完了するまで調査に完全に協力しなければならない。

# 各国における加盟店契約の実例:契約解除

原典	条文(抜粋、下線NRI)	下線部NRI仮訳
Barclays Business Customer Agreeme nt	3.9 We may stop or suspend the use of a Payment Instrument, if we reasonably consider it necessary:  • to protect the security of the Payment Instrument; or  • because we suspect that there may be unauthorised or fraudulent use of the Payment Instrument; or  15.3 We may end this agreement (or stop providing services or close your accounts) immediately if we reasonably believe that you have seriously or persistently broken any terms of this agreement or any additional conditions or any other agreement you have with us including by:  • giving us any false information at any time;  • committing (or attempting) fraud against us or someone else;  • inappropriately authorising a person to give instructions on an account or to operate it;  • putting us in a position where we might break a law, regulation, code or other duty which applies to us if we maintain your account.	支払手段の利用を(弊社が)停止ないし中断することもあるセキュリティを守るために 弊社が支払手段が承認無くまたは詐欺的に用いられた可能性があると疑う 契約を打ち切る 貴社が深刻にまたは持続的にこの契約ないし付随的条件ないし他の弊社との契約の一部に反した場合
Lloyds Cardnet Marchant Agreeme nt	31.2 This Agreement may be terminated by us: 31.2.2 immediately if any of the circumstances set out below has occurred: 31.2.2.1 you breach the Agreement or any other agreement with us in a serious way; 31.2.2.2 you repeatedly breach the Agreement or any other agreement with us; 31.2.2.3 we suspect fraud or criminal activity in the opening or operation of the Services; 31.2.2.5 you use, or we reasonably believe that you are using the Services improperly; 31.2.2.7 you breach or attempt to breach, or we reasonably believe that you have breached or are attempting to breach, any applicable law or regulation; 31.2.2.10 we are required by any Card Scheme to terminate the Agreement; 31.2.2.11 you fail to validate your compliance with PCI DSS in accordance with Clause 15.1; 31.2.2.12 where your ratio of fraudulent Transactions to total Transactions has exceeded such level as we may be specified by us from time to time in respect of any identified period;	貴社が深刻なやり方でこの契約ないし弊社との他のいかなる契約について違反する 繰り返し違反する 詐欺ないし犯罪的行為を(弊社が)疑う サービスを不適切に利用している いずれかの関連法規(に違反した) (弊社が)いずれかのカードスキームにより要求されている (貴社が)貴社のPCI DSSコンプライアンスを証明できない (貴社の)詐欺的(取引)率

# 各国における加盟店契約の実例:契約解除

原典	条文(抜粋、下線NRI)	下線部NRI仮訳
Visa Global Acquirer Risk Standard s Visa Suppleme ntal Requirem ents	4.6 Merchant Termination  The merchant agreement must include a clause that provides for the immediate termination of a merchant by the acquirer for any activity that may create harm or loss to the goodwill of the Visa payment system.  Acquirers should invoke this clause when a merchant's business practices and exception item activity are such that they create a substantial risk of loss or harm to the Visa payment system. This includes participating in illegal or prohibited activity.  Acquirers should not abdicate their responsibility for terminating a merchant to their agents. In addition to protecting their individual interests, acquirers must make decisions that are in the best interest of the Visa payment system. In turn, agents must make decisions best representing their acquirers and Visa.	4.6マーチャントの解約 マーチャント契約には、Visa決済システムの営業権に損害を与える可能性のある行為について、取得者がマーチャントを即座に解除する条項が含まれていなければならない。 アクワイアラは、マーチャントのビジネス活動および例外項目の活動が、Visa支払いシステムに損失または害を及ぼすような重大なリスクを引き起こすような場合に、この条項を発動する必要がある。これには、違法または禁止された活動に参加することも含まれる。 アクワイアラは、加盟店契約を解除する責任を代理人に移転してはならない。アクワイアラは、自らの利益を守るだけでなく、Visa決済システムの最善の利益になるような意思決定を行わなければならない。次に、代理店は、加盟店とVisaを最も適切に代理した決定を下さなければならない。

原典	条文(抜粋、下線NRI)	下線部NRI仮訳
Barclays Procedur e guide	P.18 In these instances, if your processing equipment is chip and PIN capable, and the transaction has been taken using the chip and PIN, you will be protected against possible counterfeit, lost and stolen cards, and intercepted card fraud.  P.26 If you take a Card Present transaction and your processing equipment is not chip-and-PIN-enabled, you will be legally responsible for any fraudulent transactions and these will be charged back to you.  P.7 You are responsible for making sure your supplier keeps to the Payment Card Industry Data Security Standard (PCI DSS) and for making sure the equipment meets industry security standards. If the supplier fails to meet these standards, it will mean you are not keeping to some of these regulations and the card schemes may charge you penalties as a result.  P.22 If you choose not to use a Barclays-owned submission product, you must correctly flag every transaction by using the correct level of APACS software. You must maintain the level of software in line with APACS standards. If you fail to keep to this condition, you will be liable for any fines or penalties from the card schemes, which may result from not keeping to the conditions.  P.26 If customer data which you or someone else has handled is proven to have been compromised, stolen, used fraudulently and so on and your business is not keeping to PCI DSS, you may have to pay fines to the card scheme and cover losses to the card issuer. The card schemes may decide to fine you as well for not keeping to the standards and not storing sensitive authentication data.	チップ&PINを使うことで、貴社は偽造可能性、紛失および盗難カードおよび傍受されたカード詐欺の可能性から守られる。 貴社の処理端末がチップ&PIN対応してない場合、貴社はいかなる詐欺的な取引についても法的に責任を負い、貴社にチャージバックされることになる。  貴社は貴社のサプライヤーがPCI DSS(および業界セキュリティ標準)を遵守していることを確実にする責任を負う。  結果的にカードスキームは貴社に罰則を課すかもしれない。 (貴社は)正しい水準のAPACSソフトウェアを使うことですべての取引に正しくフラグを立てる必要がある。 貴社がこの条件を維持できない場合、貴社はいかなる罰金ないし罰則に対しても法的責任を負うことになる  貴社事業がPCI DSSに沿わない場合、貴社はカードスキームに対して罰金を支払い、カード発行者の損失を補う必要があるかもしれない。

原典	条文(抜粋、下線NRI)	下線部NRI仮訳
Lloyds Cardnet Marchant Agreeme nt	5.2 If you fail to process a Transaction in accordance with the terms of this Agreement and the Merchant Operating Manual and/or a Cardholder denies having authorised or participated in such Transaction, we may at our discretion withhold or return Transactions as unpaid.	弊社は弊社の自由裁量によって取引を保留するないし支払不能として返却する可能性がある。
	22.1 You will indemnify us for any and all claims, costs, losses, expenses and liabilities which we may suffer or incur as a result of any Transaction between you and any Cardholder. This includes claims, costs, losses expenses and liabilities which arise indirectly from the Transaction.	(貴社は)貴社といかなるカード保有者との間の取引の結果として弊社が被るあらゆるすべての賠償要求、費用、損失、支出および法的義務について 賠償する。
	15.7 You will indemnify us for any and all claims, proceedings, actions, complaints, fines, losses, liabilities, penalties or demands from third	(貴社は)第三者からのあらゆるすべての賠償要求、手続き、行為、不満、 罰金、損失、法的義務ないし要請について賠償する。
	parties (including Cardholders, Card Schemes, Payment Service Providers or the PCI SSC) and any losses, damages, costs or	直接的間接的を問わず、いかなる損失、痛手、費用ないし支出
	expenses directly or indirectly arising out of or in connection with any Data Security Event.	いかなるデータ保守事案に伴う

原典	条文(抜粋、下線NRI)	下線部NRI仮訳
TD Canada Trust Merchant Services Terms And	5.0 Refusals and Chargebacks for Card Transactions 5.1 Notwithstanding any Authorization or approval of a Transaction which may be given by or on behalf of the issuer of a Card (other than a Debit Card for Interac Direct Payment Transactions or a Gift Card), we may refuse to credit to the Account, may Chargeback to the Account, in whole or in part, or may deduct from any payment due to you the total amount of any Transaction Record or Sales Draft in any of the following circumstances:	5.0カード取引の拒否とチャージバック 5.1カード(Interacダイレクト支払が行われるデビット カードまたはギフトカードのデビットカードを除く)の発行 者による取引の承認または承認の有無にかかわらず、 以下のいずれかの状況に該当する取引記録または売 上伝票の総額について、当社は口座への一部または すべての入金を拒否、取消、または支払いの控除をす ることができる。
Condition s	5.7 <u>If a Payment Card Network proposes additional circumstances</u> , in addition to those referred to in this Article, <u>which will result in a Chargeback</u> , you agree to be responsible for such <u>Chargebacks</u> .	5.7当条項にて言及された規定に加えて、ペイメントカードネットワークがチャージバックに帰する追加の条件を提示する場合、あなたはチャージバックの責任を負うことに同意するものとする。
	7.7 <u>Unless you</u> (a) have implemented the Processing Infrastructure; and, (b) <u>process a chip</u> <u>Transaction in accordance with applicable Payment Card Network rules and regulations, you will be solely liable for any Chargeback</u> relating to a Transaction involving a Credit Card with both a chip and a magnetic stripe.	7.7決済処理装置を実装し、かつ、該当するペイメントカードネットワークのルールおよび規則に従ってチップ取引を処理していない限り、加盟店は、チップと磁気ストライプを搭載したクレジットカードによる取引に関するチャージバックについて、単独で責任を負う。
Scotibank Merchant Service Agreeme nt	Although the Merchant may have been granted an Authorization for Transaction from or on behalf of the Card issuer, the Bank may refuse to credit your Settlement Account for the total amount of a Sales Draft, or chargeback the Transaction to you if:  (g) the Merchant fails to examine the Card in order to ensure that it complies with Card security features established at the time of the Transaction;  You will be responsible for all applicable adjustments and fees that may be charged. You must take appropriate actions to reduce the number of Chargebacks received and respond to all	以下の場合には、当行は売上伝票の総額をあなたの 決済口座に入金することを拒否し、また、取引を取消す ことがある。 (g) 加盟店が、取引の際にカードを調べることによって、 制定されたカードのセキュリティ機能に準拠していること を確認することに失敗した場合 あなたは、適用可能なすべての是正活動と課される費
	Chargeback notices we deliver to you.  The Bank agrees to provide you with relevant information that is available to us regarding any Sales Draft that we refuse to pay or that we Chargeback to you. All parties involved in processing adjustments are regulated by timeframes that are specified in the operating rules of the applicable Local Debit Network and Credit Card Associations.	用負担の責任がある。 あなたは、受け取るチャージバックの数を減らすために 適切な措置を講じ、また、あなたに提示されたチャージ バック通知の全てに対応しなければならない。

原典 条文(抜粋、下線NRI) 下線部NRI仮訳	
(a) Chargeback Reasons If a Cardholder disputes any Transaction or if a Transaction is charged back for any other reason in accordance with the Card Brand Rules and Regulations (and regardless of whether an Authorization Code for such Transaction was received), the credit or payment to you for such Transaction may be reversed (a "Chargeback"). You acknowledge and agree that you are responsible for all Chargebacks. We and the Member do not decide which Transactionsresult in a Chargeback and we and the Member do not initiate a Chargeback. A list of some common reasons for Chargebacks is contained in the Operating Manual and Procedures and includes: (i) failure to issue a refund to a Cardholder upon the return or non - delivery of goods or services; (ii) failure to follow proper acceptance or authorization procedures as set out in the Operating Manual and Procedures; or (iii) the Cardholder did not authorize the Transaction. This list is not exhaustive and does not limit the generality of the foregoing.  (b) Chargeback disputes If you have reasons to dispute or respond to a Chargeback, then you must respond to our request for information regarding the Chargeback within 7 calendar days of our request. We will not investigate or attempt to obtain a reversal or other adjustment to any Chargeback if you have not responded within 7 calendar days of our request.  (c) Excessive Chargebacks, Counterfeit and Fraud If you are receiving an excessive amount of Chargebacks or if the number of Transactions processed by you on fraudulent or counterfeit cards is excessive, in each case as determined by the Card Brands, you agree and acknowledge that you are responsible for any Card Brand Fines levied as a result of these Transactions processed on fraudulent or counterfeit cards is excessive and to implement measuresto reduce the volume. We may terminate accessto the Authorization System for any of your locations if the Chargeback volume or the number of Transactions processed on fraudulent or counterfeit Cards is deemed by us t	ージバックについて責任を負う のとする。当社とアクワイアラ銀ージバックとなるかどうかの判断 アクワイアラ銀行からチャージない。 アルおよび手続書に定められる。 アルおよび手続書に定められる。 アルおよび手続書に定められる。 アルおよび手続書に定められる。 を承認していなかった場合 を承認していなかった場合 を承認していなかった場合 を承認していなかった場合 を承認していなかった場合 とする、許太子で処理によった。 とする。 ともされる。 とする。 とする。 とする。 とする。 ともされる。 とする。 とする。 とする。 ともされる。 とする。 ともされる。 とする。 とする。 とする。 ともされる。 とする。 ともされる。 とする。 ともないには、カードブランドの を不ある。 ともなれる。 ともなれる。 ともなれる。 ともなれる。 ともなれる。 ともないには、カードブランドの。 ともなれる。 ともなななる。 ともなななななななななななななななななななななななななななななななななななな

# 各国における加盟店契約の実例:ブランド規約と加盟店契約の関係

原典	条文(抜粋、下線NRI)	下線部NRI仮訳
Visa Global Acquirer Risk Standard s Visa Suppleme ntal Requirem ents	A merchant agreement is a legally binding contract establishing mutual obligations of all parties and ensuring merchants operate under the rules and protocols established by Visa and the acquirer; therefore:  An acquirer must have a merchant agreement with each of its merchants to accept Visa cards. A payment facilitator must have a merchant agreement with each of its sponsored merchants.  An acquirer and a payment facilitator may only accept transactions from a merchant with which it has a valid merchant agreement.  The merchant agreement is an important element of the relationship between the acquirer and the merchant. It should be thorough in providing protection against a merchant's improper use of the payment system, while also establishing obligations that safeguard the merchant. In addition, the merchant agreement must include the minimum provisions stated in the Visa Rules.	加盟店契約は、すべての当事者の相互義務を確立する法的拘束力のある契約であり、Visaとアクワイアラによって制定された規則とプロトコルに基づいて加盟店が営業することを保証する。したがって: ・アクワイアラは、各加盟店とVisaカードを受け入れるための加盟店契約を結ばなければならない。包括加盟店は、傘下の各販売者と販売者契約を結んでいる必要がある。 ・アクワイアラおよび包括加盟店は、有効な加盟店契約を結んでいる加盟店からの取引のみを受け入れることができる。 加盟店契約は、アクワイアラと加盟店との関係における重要な要素である。加盟店が支払いシステムを不適切に使用することに対する保護を提供し、一方で加盟店を守る義務を確立するものである必要がある。さらに、加盟店契約には、Visa Rulesに記載された最小限の規定が含まれていなければならない。



### 4. クレジット加盟店契約に関するガイドライン検討委員会

## A. 委員会の開催概要

- ■委員会は、関連する5つの業界団体の選出委員に、4名の有識者を加えた9委員で構成し、笠井委員長のもと、3回にわたって検討を行った。
- ■本会合に先立ち、有識者委員を中心に国内外における不正使用および加盟店契約の実態等をふまえ、3回の会合を経て論点整理を行った。
- ■二村委員(弁護士)に、モデル解約条項・解釈指針等の資料作成を依頼し、これを準備会・本会合の検討資料とした。

#### 委員名簿(順不同・敬称略)

\*有識者委員

開催スケジュール

氏名	所属		
笠井 修*	中央大学法科大学院 教授(委員長)		
中村 博*	中央大学ビジネススクール 教授		
二村 浩一*	山下•柘•二村法律事務所 弁護士		
山部 俊文 *	一橋大学大学院法学研究科 教授		
與口 真三*	一般社団法人日本クレジット協会理事		
岩倉 正純	日本クレジットカード協会 企画政策部会委員		
有山 守	日本チェーンストア協会 取引委員会委員		
橋本 祥永	公益社団法人日本通信販売協会 クレジット部会長		
西田 光宏	日本百貨店協会 常務理事		

回数		日時
準備会合	第1回	2016年10月25日16:00~17:30
	第2回	2016年12月2日 16:00~18:00
	第3回	2016年12月20日 19:00~21:00
本会合	第1回	2017年1月19日 16:00~18:00
	第2回	2017年1月26日 10:00~12:00
	第3回	2017年2月16日 16:00~18:00

#### 4. クレジット加盟店契約に関するガイドライン検討委員会

## B. 準備会合における論点整理

■ 有識者委員を中心に国内外における不正使用および加盟店契約の実態等をふまえ、3回の会合を経て、検討委員会で検討すべき論点整理を行った。

## ■ガイドラインの位置づけと検討の視点

- クレジット取引セキュリティ対策協議会の実行計画を踏まえ、セキュリティ投資に対するインセンティブを最適化するよう、 加盟店におけるセキュリティ措置が不十分な場合の不正利用による損失負担の在り方について、指針を示す。
- 改正割販法上のアクワイアラー等の加盟店調査等義務(公法上の義務)がそのまま直ちに加盟店契約の内容(私法上の義務)になるわけではないため、行政が望ましい加盟店契約のあり方を示すガイドラインを提示し、両者を架橋することが改正法の円滑な施行を図る観点から重要。

#### ■論点

- 不正利用被害(対面、非対面)に関する損失分配について、加盟店契約書にどのように盛り込むべきか。
- 改正割販法で加盟店に課されたセキュリティ義務に係るアクワイアラーのゲートキーパー的役割について、加盟店契約書にどのように盛り込むべきか。

### 4. クレジット加盟店契約に関するガイドライン検討委員会

## B. 準備会合における論点整理

## ■ガイドラインの方向性

- セキュリティ
  - ・実行計画上のセキュリティ対策(①カード情報の適切な保護(非保持化またはPCIDDS準拠)、②不正利用防止 (対面:IC対応、非対面:多面的・重層的な不正利用防止対策)について、加盟店が具体的な措置内容を講じることを記載する。
  - ・ ① カード情報の適切な保護: 実行計画に基づくセキュリティ対策に加え、情報漏えい事故が発生した場合の二次被害防止措置(漏えい報告、フォレンジック調査等)を講じることを記載する。
  - ② 不正利用防止: 会員本人の同一性確認に関する加盟店側の義務について記載した上で、対面ではICチップ + PIN(PINレスが認められた場合を除く)、非対面では3Dセキュア等の多面的・重層的な措置を講じることを記載する。ただし、同一性確認義務の具体的履行手段について、対面はICと特定できるが、非対面は一般論としては特定が困難であるため、アクワイアラーと加盟店の間において個別の事情やリスクに応じて特定することが望ましい。
- 加盟店調査への協力
  - ・ 改正割販法の加盟店調査義務について、義務主体は加盟店ではないことを踏まえ、加盟店に対し、アクワイア ラーの調査や指導への協力義務を記載する。
- 契約の解除
  - 加盟店調査の結果に基づくアクワイアラーの是正指導にもかかわらず、加盟店でのセキュリティ条項違反が解消されない場合、契約を解除することができることを記載する(約定解除権構成)。
- 不正利用被害に関する負担
  - 正利用被害が生じた場合における損失補填※1の考え方について整理の上で、ライアビリティシフトやチャージバックの適用条項について検討する。

# A. ガイドラインの目的・位置づけ

- (1) 平成28年12月に割賦販売法の一部を改正する法律(以下「改正割賦販売法」という。」が公布され、加盟店にはセキュリティ対策(クレジットカード番号等の適切な管理、不正利用の防止)が義務化され、アクワイアラ等(カード会社等)には加盟店がセキュリティ対策を講じているか調査等を行い、調査結果に基づいた必要な措置を講じることが義務付けられることになった。
  - この法的義務の内容は、アクワイアラ等と加盟店の両者の契約関係にも影響を及ぼすことになるため、本ガイドラインでは、改正割賦販売法の円滑な施行を図る観点から、今後の加盟店契約のあり方を示すこととする。
- (2) 次に、平成28年2月に「クレジット取引セキュリティ対策協議会」において「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」(以下「実行計画」という。)がとりまとめられ、不正利用の防止措置として、対面加盟店においては決済端末のIC対応化を目指すことになったが、改正割賦販売法に基づき、対面加盟店における決済端末のIC対応化は義務化されることとなる。
  - IC対応化推進の観点から、本ガイドラインでは、国際ブランドによってグローバルに適用されている「ライアビリティシフトルール」を踏まえながら、IC未対応の加盟店で不正利用が発生した際の損失負担のあり方についても示すこととする。
- (3) 本ガイドラインでは、以上のとおり、改正割賦販売法の施行に向け、アクワイアラ等と加盟店が同法上の義務を適確に履行し、「実行計画」に示された必要なセキュリティ対策措置を講じていくため、加盟店契約を改訂する際の参考とすべき、セキュリティ対策措置等に関する一般的なモデル契約条項とともに、既存の加盟店契約におけるセキュリティ対策措置等に関する解釈指針を示すこととする。
- (4) なお、本ガイドラインで示す内容のうち不正利用被害の負担に関する規定は、アクワイアラ等と加盟店の一般的な関係を 想定したものであり、あらゆる形態の加盟店契約に基づく関係を想定し、その全てに対して適用することを意図したもので ない。例えば、同一の資本グループに属し又は提携契約等に基づき、共同で事業を実施するアクワイアラ等と加盟店にお いては、モデル契約条項に準拠せず、その関係に応じて当事者間で合意した契約内容とすることをもとより否定するもの ではない。

## B. モデル契約条項の要旨

- モデル契約条項として定めが置かれるべき事項は以下のとおり。
- (1) 実行計画
  - クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定したその時々の最新の「クレジットカード取引にお けるセキュリティ対策 の強化に向けた実行計画」のこと
- (2) 加盟店におけるカード番号等の管理
  - 割賦販売法(同法に基づく省令や監督の基本方針を含む。)に従い、カード番号等(※)の適切な管理のための必要な措置を講じるとともに、カード番号等の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」)を防止するために善良なる管理者の注意を持って取り扱うこと。
    - ※「カード番号等」とは、割賦販売法上の定義に基づき、クレジットカード会社が、その業務上利用者に付与する番号、記号その他の符号(改正割賦販売法第35条の16)をいう。
  - カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置又はそれと同等の措置を講じること。
  - カード番号等の適切な管理のために、実行計画に掲げられた措置と同等の措置の具体的方法、態様について定めること。
- (3) 加盟店におけるカード番号等の漏えい等(そのおそれが生じた場合を含む)の事故発生時の対応
  - 加盟店は事故発生についてアクワイアラ等に直ちに報告すること。
  - 加盟店は、漏えい、滅失又は毀損の有無、発生期間、影響範囲等に関し、必要な調査を行うこと。
  - 加盟店は、調査結果を踏まえ、当該事案の是正、二次被害防止(事案の公表を含む。)及び再発防止策を講じること。
  - アクワイアラ等は、事故発生についてカード会員への通知等を行うことができること。

## B. モデル契約条項の要旨

- (4) 加盟店におけるカード番号等の取扱いに関する第三者への委託
  - 割賦販売法及び契約に基づき、加盟店の義務内容に応じて、受託者がカード番号等を適確に取り扱うことができること。 受託者は、契約上の義務を負うこと。
  - 受託者との間で、義務を遵守するための具体的方法、態様を取り決めるとともに、必要に応じて変更できること。
  - そのほか、受託者におけるカード番号等の取扱いの状況に関する確認や必要に応じた管理・監督措置(委託契約の解除を含む)について定めること。
- (5) 加盟店におけるカード番号等の不正利用防止(対面)
  - 加盟店は、割賦販売法で規定された基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、カードの有効性、カード提示者とカード名義人との同一性を確認すること。当該確認が未了の場合には信用販売を行わないこと。
  - 加盟店は、提示されたクレジットカードがICカードであり、これを使用した信用販売の場合には、実行計画に従い、カード提示者とカード名義人の同一性確認を行うこと。
- (6) 加盟店におけるカード番号等の不正利用防止(非対面)
  - 加盟店は、割賦販売法で規定された基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該信用取引がなりすまし等のカード番号等の不正利用取引に該当しないことを確認すること。当該確認が未了の場合には信用販売を行わないこと。
  - 実行計画に掲げる措置又はそれと同等の措置の具体的方法、態様について定めること。

## B. モデル契約条項の要旨

### (7) アクワイアラ等による加盟店管理

- 加盟店において、①カード番号等の漏えい等またはそのおそれがあるとき、②カード番号等の不正利用またはそのお それがあるとき、③契約条項に違反するおそれがあるとき、アクワイアラ等は加盟店に対し必要な範囲で調査を行うこ とができ、加盟店はこれに応ずること。
- 加盟店調査の方法(①文書もしくは口頭での報告方法、②カード番号等の管理、不正利用防止の措置に関する書類等の提出、③加盟店の役員もしくは従業員に質問し説明を受ける方法、④カード取扱業務を行う施設又は設備に立ち入り調査すること)について定めること。また、④については、デジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、解析等を内容とする調査(デジタルフォレンジック調査)が含まれること。
- 加盟店が自ら行うべき調査を怠った場合において、アクワイアラ等がこれを専門機関に委託して実施したときは、アクワイアラ等は、加盟店に対し当該調査費用を請求することができること。

#### (8) 是正改善計画の策定と実施

- 加盟店において、①カード番号等の漏えい等、②不正利用の発生、③カード番号等の管理及び不正利用防止の措置に不備がある場合には、アクワイアラ等は、加盟店に対し是正改善計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じること。
- 加盟店が是正改善計画を策定しない場合、又は是正改善措置が十分でない場合には、アクワイアラ等は、加盟店と協議の上、必要かつ適切と認められる事項の実施を請求することができ、加盟店は、これに応ずること。

## B. モデル契約条項の要旨

#### (9) 契約の解除

● アクワイアラ等は、加盟店が相当期間を定めた催告によっても契約の義務((7)及び(8)に定めるもの)を履行しない場合には、契約を解除することができること。

### (10) 不正利用の損失負担

- 対面加盟店におけるIC未対応の場合等、契約に定められた不正利用防止措置を講じていなかったために不正利用による被害が発生した場合には、アクワイアラ等は、加盟店に対して不正利用に係る立替金等の支払を拒み、支払済みの場合には返還請求を行うことができること。
  - ※加盟店が本契約に定められた不正利用防止措置を講じていた場合には、加盟店は、特段の事情がある場合を除き、 上記の立替金等の支払を請求することができ、また、支払済の場合には、原則として、返還義務を負わないとすること が考えられる。

# 5. ガイドライン案 C.モデル契約条項案

## C. モデル契約条項: 構成

- 1 総則規定
- ■(定義) 第A条
- Ⅱ クレジットカード番号等の適切な管理等に関連する条項
- ■(取得等の制限) 第B条
- ■(カード番号等の適切な管理等) 第C条
- (委託) 第D条
- ■(事故時の対応) 第E条
- Ⅲ カード番号等の不正利用防止に関連する条項
- ■(カード等の有効性等の確認) 第F条
- ■(確認未了の場合の取扱い) 第G条
- (不正利用等発生時の対応) 第H条

- IV 加盟店調査義務等に対応する条項
- ■(報告等) 第I条
- ■(調査) 第J条
- ■(是正改善策の策定と実施) 第K条
- ■(契約の解除) 第L条
- V 不正利用被害の負担に関する条項
- ■(不正利用被害の負担) 第M条

#### 以下

- 甲:クレジットカード等購入あっせん関係販売業者、クレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者(加盟店)
- 乙:クレジットカード番号等取扱契約締結事業者(アクワイアラ/PSP)

とする

## ※モデル条項案は別添参照

- 5. ガイドライン案
- D. 既存の加盟店契約の解釈の指針

# D. 既存の加盟店契約の解釈の指針

- 割賦販売法の一部を改正する法律(平成28年法律第99号)により改正された割賦販売法(以下[改正割賦販売法]という。) を円滑に施行する見地からは、加盟店契約につき、モデル条項の内容を反映することが望ましいものと考えられる。一方で、 既存の加盟店契約の全てについて、モデル条項の内容を含むよう、直ちに改訂が行われることを想定することは、現実的で はない。
- ところで、既存の契約で定められた権利義務の内容については、当事者の意思表示を基礎としつつも合理的な意思解釈によって理解すべきであるところ、加盟店契約のような長期にわたり継続することを予定する契約においては、技術や社会の変化発展を踏まえて解釈をすることが合理的と考えられる。このため、加盟店契約については、形式的文理解釈によるのではなく、契約条項で当事者が達成しようとした事項・目的を踏まえた合理的解釈により、かつ、当該目的を達成するうえでの技術的社会的変化を反映して理解をすることが求められる。
- また、当事者は、契約上の義務を履行することにより適用ある法令に違反することを欲しているはずはないのであるから、 解釈に当たってはできる限り適用ある法令等に整合するように行うことが求められる。

カード番号等の適切な管理及び不正利用の防止等に関するモデル条項〈案〉

甲: クレジットカード等購入あっせん関係販売業者、クレジットカード等購入あっせん 関係役務提供事業者 (加盟店)

乙:クレジットカード番号等取扱契約締結事業者(アクワイアラー/PSP)

#### 総則規定

(定義)

第A条 この契約において以下の語句は、それぞれ対応する以下の意義を有するものと する。

a 会員

以下のいずれかの者との間で締結したカード等の交付等に係る契約に基づきカード等の交付等を受けた者をいう。

- (1) Z
- ② 乙とカード等の交付等につき提携する者が 当該提携関係に基づきカード等の交付等を 行った場合における当該者
- ③ 国際ブランドから、当該国際ブランドの管理 するクレジットカード番号を付してカード 等の交付等を行うことを許諾された者が当 該許諾に基づきカード等の交付等を行った 場合における当該者
- b カード番号等

割賦販売法 (昭和 36 年法律第 159 号) 第 35 条 の 16 第 1 項に定めるクレジットカード番号等をいう。

又は

クレジットカード番号、クレジットカードの有効 期限、暗証番号又はセキュリティコードをいう。 以下のいずれかに該当する者をいう。

c 国際ブランド

[加盟店関係業務を行う範囲に合わせて規定する こと。MasterCard / VISA の場合の参考例は以下 のとおり

- ① MasterCard Incorporated 又はそのグループ 企業
- ② VISA Incorporated 又はそのグループ企業] クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定

d 実行計画

した、「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」その他のカード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策 又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準であって、その時々における最新のものをいう。

e 信用販売

クレジットカード等購入あっせんに係る販売若 しくは役務提供をいう。

Ⅱ カード番号等の適切な管理に関連する条項

(取得等の制限)

第B条 甲は、信用販売の実施に必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、 会員に対し、カード番号等を提供するよう求めてはならない。

(カード番号等の適切な管理)

- 第C条 甲は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならず、かつカード番号等につき、その漏えい、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
  - 2 甲は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置[又はこれ と同等の措置]を講じなければならない。
  - 3 甲が、前項の規定によりカード番号等の安全管理のために採用する実行計画[又はこれと同等の措置]の具体的方法及び態様は、[表記/別紙記載]のとおりとする。
  - 4 前項の規定にかかわらず、乙は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置が実行計画に掲げられた措置[又はこれと同等の措置]に該当しないおそれがあると認めるとき、その他カード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止のために特に必要があると認めるときには、当該方法態様が実行計画に掲げられた措置[又はこれと同等の措置]又はカード番号等の漏えい、滅失若しくは毀損の防止のための必要性に適合するよう変更を求めることができ、甲はこれに応ずるものとする。

(委託)

- 第D条 カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、甲は、以下の基準に従わ なければならない。
  - ① 当該第三者につき、甲が割賦販売法及び本契約に基づきカード番号等の取扱いに関し負担する義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。

- ② カード番号等の取扱いにつき甲から委託を受けた者(以下「受託者」という。) に対して、第 C 条第 1 項及び第 2 項の義務と同等の義務を負担させること。
- ③ 受託者との間で、第 C 条第 2 項の義務を遵守するための具体的方法及び態様を 取り決めるとともに、当該方法又は態様について、第 C 条第 4 項に準じて変更 ができるよう定めること。
- ④ 受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認するとともに、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
- ⑤ 受託者があらかじめ甲の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の 取扱いを委託してはならないこととすること。
- ⑥ 受託者が甲から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、直ちに甲に対してその旨を報告させること。
- ⑦ 甲が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し第 J 条に定める調査権限と同等の権限を有することを定めること。
- ⑧ 受託者による義務違反に対して適切な内容の損害賠償義務を負担させること。

#### (事故時の対応)

- 第E条 甲又は受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合には、甲は、遅滞なく以下の措置をとらなければならない。 甲が第 C 条第 2 項若しくは第 D 条の義務を履行せず又は受託者が第 D 条第 2 号若しくは同条第 3 号前段に従い課せられた義務に違反しているときも同様とする。
  - ①漏えい、滅失又は毀損の有無を調査すること。
  - ② 前号の調査の結果、漏えい、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
  - ③ 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
  - ④ 漏えい、滅失又は毀損の事実について必要に応じて公表し又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。
  - 2 前項柱書の場合であって、漏えい、滅失または毀損の対象となるカード番号等 の範囲が拡大するおそれがあるときには、甲は、直ちに、カード番号等その他こ れに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じな ければならない。
  - 3甲は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨を乙に対して報告するとともに、遅滞なく、第1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならない。
    - ① 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
    - ② 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果

- ③ 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
- ④ 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法及び範囲
- ⑤ 前各号のほかこれらに関連する事項であって乙が請求する事項
- 4 甲又は受託先の保有するカード番号等が漏えいした場合であって、甲が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、乙は、事前に甲の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏えいしたカード番号等に係る会員に対して通知することができる。
- Ⅲ カード番号等の不正利用の防止に関連する条項

(クレジットカードの有効性等の確認)

#### 【対面型の場合】

- 第F条 甲は、信用販売を実施するに当たっては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認しなければならない。
  - ① 提示されたクレジットカードの有効性
  - ② クレジットカードの提示者とクレジットカードの名義人との同一性
  - 2 提示されたクレジットカードが IC カードである場合には、甲は、実行計画に定められたところに従い前項の確認を行わなければならない。但し、当該 IC カードが本邦外のクレジットカード購入あっせん業者が交付したクレジットカード等である場合であって、その仕様上実行計画に定められたところにより前項第2号の確認を行うことができない場合における同号の確認を除く。

#### 【非対面型の場合】

- 第F条 甲は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該信用販売がなりすましその他の不正利用に該当しないことを確認しなければならない。また、甲は、実行計画に掲げられた措置[又はこれと同等の措置]を講じてこれを行うものとする。
  - 2 甲が、前項の確認のために採用する実行計画に掲げられた措置[又はこれと同等 の措置]の具体的方法及び態様は、[表記/別紙記載]のとおりとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、乙は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により当該方法又は態様による措置が実行計画に掲げられた措置[又はこれと同等の措置]に該当しないおそれがあると認めるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があると認めるときには、当該方法態様について実行計画又は不正利用防止の必要に適合するよう変更を求めることができ、甲はこれに応ずるものとする。

#### (確認未了の場合の取扱い)

第G条 第F条に定める事項の確認が、同条に定めるところ従い完了していない場合に は、甲は、信用販売を行ってはならない。

#### (不正利用等発生時の対応)

- 第H条 甲は、その行った信用販売につき、第F条若しくは前条に違反し又は不正利用がなされた場合には、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならない。
- IV 加盟店調査等義務に対応する条項

#### (報告等)

- 第1条 甲は、本契約締結後、以下の各号の事項につき変更が生じたときには、乙所定 の方法により遅滞なく乙に届け出なければならない。
  - ①[甲の氏名、名称若しくは商号、住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、代表者氏名
  - ② 甲の取扱い商材及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
  - ③ 前各号に掲げるもののほか乙が甲に対しあらかじめ通知する事項
  - 2 甲は、第 C 条第 3 項[又は甲が非対面型の加盟店である場合には非対面型の 第 F 条第 2 項]の具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、あらかじ め乙と協議しなければならない。
  - 3 乙は、甲に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができる。

#### (調查)

- 第J条 以下の各号のいずれかの事由があるときには、乙は自ら又は乙が適当と認めて 選定した者により、甲に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことが でき、甲はこれに応ずるものとする。
  - ① 甲又は受託者においてカード番号等が漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのお それが生じたとき。
  - ② 甲において不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき。
  - ③ 甲が本契約第B条から第I条又は第K条のいずれかに違反しているおそれのあるとき。
  - ④ 前各号に掲げる場合のほか、甲の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の 事情に照らし、乙において、割賦販売法に基づき甲の調査の実施が必要とされ ることが見込まれるとき。
  - 2 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができる

ものとする。

- ① 必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法
- ② カード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する甲の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法
- ③ 甲若しくは受託者又はその役員若しくは従業者に対して質問し説明を受ける 方法
- ④ 甲又は受託者においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備 に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査すること
- 3 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等を デジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等 を内容とする調査(デジタルフォレンジック調査)が含まれるものとする。
- 4 乙は、第1項の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを甲に対して請求することができる。但し、第1項第1号を事由とする調査である場合にあっては、甲が第E条第1項及び第2項の義務を遵守している場合、第1項第2号を事由とする場合にあっては、甲が第H条の義務を遵守している場合にはこの限りでない。

#### (是正改善策の策定と実施)

- 第K条 以下の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、乙は、甲に対し、期間 を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めること ができ、甲はこれに応ずるものとする。
  - ① 甲又は受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれがある場合であって、第 E 条第 1 項第 3 号の義務を相当期間内に履行しないとき。
  - ② 甲が第 C 条第 2 項若しくは第 D 条の義務を履行せず又は受託者が第 D 条第 2 号若しくは同条第 3 号前段に従い課せられた義務に違反しているとき。
  - ③ 甲が、その行った信用販売につき、においてカード番号等の不正利用が発生した場合であって、第 H 条の義務を相当期間内に履行しないとき。
  - 2 乙は、甲が前項の計画を策定せず又はその策定した内容が当該計画を策定する 原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、 甲と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項の実施を請 求することができ、甲はこれに応ずるものとする。

#### (契約の解除)

第L条 乙は、甲が第 I 条から前条のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によってもなおその義務を履行しない場合には、本契約を解除することができる。

#### V 不正利用被害の負担に関する条項

#### (不正利用被害の負担)

#### 【対面販売の場合】

- 第M条 甲が本契約の定めに違反した場合において、甲の行った信用販売につきカード 番号等の不正利用がなされたものであるときには、乙は、甲に対し、当該不正利 用に係る[立替金/債権譲受代金]の支払を拒み又は支払済みの当該金員の返還を 請求することができる。
  - 2 甲が第F条第1項の確認(但し、乙が甲に対して別途通知するまでの間は、前項の規定にかかわらず第F条第1項第1号の確認に限る。)に関し、同条第2項に反して行った信用販売につき、当該信用販売で提示されたクレジットカードに係る会員が、当該会員による信用販売ではない旨を申し出た場合には、乙は、甲に対し、当該信用販売に係る[立替金/債権譲受代金]の支払を拒み又は支払済みの当該金員の返還を請求することができる。
  - 3 前二項の規定は、乙の甲に対する損害賠償請求又はその範囲を制限するものと 解してはならない。

#### 【非対面販売の場合】

- 第M条 甲が本契約の定めに違反した場合において、甲の行った信用販売につきカード番号等の不正利用がなされたものであるときには、乙は、甲に対し、当該不正利用に係る[立替金/債権譲受代金]の支払を拒み又は支払済みの当該金員の返還を請求することができる。
  - 2 前項の規定は、乙の甲に対する損害賠償請求又はその範囲を制限するものと解してはならない。